

「危険物」を「安全」に使用するために

危険物 安全週間



塩釜

多賀城

松島

七ヶ浜

利府

< 実施期間 >

【毎年6月第2週目7日間】

令和6年6月2日(日)～8日(土)

私たちの暮らしは、多くの「危険物」に囲まれていることをご存じでしょうか。危険物は、私たちの生活を便利にするために必要である反面、非常に「危険」な物質であり、ちょっとした不注意や知識不足が思わぬ事故につながります。それを防ぐ第一歩が「危険物」を理解し「安全」な使い方や保管方法を身につけておくことではないでしょうか。



危険物安全週間

毎年6月第2週目（日曜日から土曜日まで）は全国一斉に「危険物安全週間」が実施されます。この週間は、危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発の推進により、各事業所における自主保安体制の確立を図ることを目的に創設されました。

『次世代へ
つなごう無事故と
青い地球』



ガソリンの販売など

ガソリン販売時の確認をお願いします。
消防法で義務化された事項

①本人確認 ※運転免許証など

②使用目的の確認

③販売記録の作成

本人確認や使用目的の告知を断ったり、虚偽の告知をする等、不審な点を感じる場合は販売を拒否し、消防や警察へ相談してください。



本当に救急車が必要ですか？

救急車の**適正利用**をお願いします



電子メールによる電子申請が始まりました

当組合では令和6年4月1日から電子メールによる電子申請の受付を開始しました。

現時点で電子申請に対応している申請は、全部で118様式になります。「危険物」に関連するものだけでも『危険物保安監督者選任・解任届出書』など44様式まで対応しています。

24時間365日、いつでも申請できますので、是非ご活用下さい！

- | | |
|------------------------------------|--|
| ■ 危険物製造所等名称変更届出書 | ■ 危険物製造所（貯蔵所・取扱所）使用休止届出書 |
| ■ 危険物保安監督者選任・解任届出書 | ■ 危険物製造所（貯蔵所・取扱所）
品名、数量又は指定数量の倍数変更届出書 |
| ■ 予防規程制定（変更）認可申請書 | ■ 危険物製造所（貯蔵所・取扱所）の軽微な変更
事項届出書 |
| ■ 防災規程制定（変更）届出書 | ■ 防災管理者（副防災管理者）選任・解任届出書 |
| ■ 危険物製造所等災害発生届出書 | |
| ■ 危険物製造所（貯蔵所・取扱所）
の予防規程の一部変更届出書 | |

その他にも危険物に関連するものは44様式。全体では118様式ありますので、是非ご活用ください！



塩釜消防マスコットキャラクター「塩防くん」

< 注意事項 >

- (1) 電子メールの送信前に、申請先と申請先のメールアドレスの確認をお願いします。
- (2) 電子申請後、土、日、祝日（休日）を除き、24時間を経過しても受信確認メールが受信されない場合は、各申請先へ電話にてご確認ください。
- (3) サイズがA3、A4以外の添付書類を有する申請等については、当組合で印刷できないため、窓口又は郵送にて申請等をお願いします。
- (4) 申請内容等に不備、不足等がある場合は、申請先から申請者様へご連絡する場合がございます。
- (5) 対面（窓口）による受付も引き続き実施いたします。
- (6) 副本の交付は電子メールにて行いますが、許可指令書等の交付は、従来同様窓口にて行います。

ご不明な点がございましたら、

近くの消防署又は消防本部予防課までお問い合わせください。



《写真：令和5年度危険物安全週間職員研修会》
《協力機関：大郷運輸株式会社》

- | | |
|--------|---------------------------|
| 塩釜消防署 | 022-361-1621 |
| | 【shiogama@sioshou.jp】 |
| 多賀城消防署 | 022-355-9704 |
| | 【tagajo@sioshou.jp】 |
| 松島消防署 | 022-354-4226 |
| | 【matsushima@sioshou.jp】 |
| 七ヶ浜消防署 | 022-357-4349 |
| | 【shichigahama@sioshou.jp】 |
| 利府消防署 | 022-356-2251 |
| | 【rifu@sioshou.jp】 |
| 消防本部 | 022-361-1616 |
| 予防課 | 【yobou@sioshou.jp】 |

